

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	燃料用ガソリンの移送に係る措置命令
概要	燃料用ガソリンに係る燃料小売業を営む者の営業所においてタンクローリー（当該営業所の地下タンクの通気管に設置された蒸気返還設備からタンクローリーに燃料用ガソリンの蒸気を移送するための接続設備が設置されているものに限る。）から当該地下タンクに燃料用ガソリンを移送する者が規定に違反していると認めるときは、蒸気返還設備と接続設備とを接続して、燃料用ガソリンを移送をすることを命令することができる。
根拠法令等 及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第39条の5第1項、第111条第4項第6号
処分基準	燃料用ガソリンを移送する者が大阪府生活環境の保全等に関する条例第39条の4第1項の規定に違反していると認めるとき
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html</a>
備考	